

【公開用】会議録

嘉手納町教育委員会

1. 会議の種類：令和3年度 第6回臨時教育委員会会議
2. 期　　日：令和4年3月8日（火） 午前10時00分～午後11時30分
3. 会議場：庁議室

4. 会議に出欠した教育委員

職名	氏名	出席	欠席	備考
教育長	比嘉秀勝	○		
教育長職務代理者	奥間千津子	○		
教育委員	喜世川直子	○		
教育委員	平得永幸	○		

5. 職務上会議に出席した職員

教育総務課長 金城睦和
教育指導課長 池味勇
社会教育課長 仲宗根さゆり
中央公民館長 幸地淳次
教育総務係長 奥間篤樹
教育総務係主任主事 川武眞子
教育総務係主任主事 幸地ちひろ

傍聴人 入室（公開）

- 教育長：ただいまから、令和3年度第6回臨時教育委員会会議を開会します。
はじめに、会議規則第6条に基づき非公開事項についてお諮りします。
本日の協議題等について非公開事項はありませんので、すべて公開したいと思いますがよろしいでしょうか。
- 全委員：異議なし。
- 教育長：異議なしと認めます。
それでは、本日の会議はすべて公開とします。公開とされた議事進行中に、あらたに非公開が妥当とされる審議事項が出された場合には、改めて非公開の発議をお願いします。
つづいて、会議規則第15条に基づき本日の会議の進行についてお諮りします。本日の会議は、議案第29号、議案第30号及びその他①となりますので、会議はすべて公開とし、当該事項の審議のみ行うということでおよろしいでしょうか。

全 委 員 : 異議なし。
教 育 長 : 異議なしと認めます。
会議の進行について決定しましたので、これから会議をはじめます。

6. 協議題等

●議案第 29 号 嘉手納町立学校通学区域に関する規則に基づく「指定学校変更許可基準」の制定について

教 育 長 : 議案第 29 号嘉手納町立学校通学区域に関する規則に基づく「指定学校変更許可基準」の制定について説明をお願いします。

教育総務課長 : (※議案読み上げ)
第 12 回定例教育委員会会議で提案をして承認をいただいている議案ですが、説明不足な部分がございましたので、改めて提案いたします。詳細については教育総務係長が説明いたします。

教育総務係長 : 前回の説明で不十分であった点について説明いたします。
現在、本町としては 5 年生の期間中に転居した場合も最終学年度末まで指定学校変更を許可するという取り扱いをしています。最終学年度に転校をする準備や負担を考慮しての判断です。前回会議では、5 年生に転居した場合でも 5 年生の学年度末までの許可期間とすべきという御意見でした。その部分が現行と異なっているため、改めて現状をお伝えし、御意見をいただきたいと思います。
第 12 回定例教育委員会会議の際に概数で報告した承認件数についての資料も添付いたしましたので御覧ください。

教 育 長 : 何か御質問や御意見、または異議のある方はいますか。

喜世川委員 : 留守家庭を理由とした承認が 7 件ありますが、保護者の住所は町内ということですか。

教育総務係長 : 町内です。

教 育 長 : 他に何か御質問や御意見、または異議のある方はいますか。

教育長職務代理者 : 5 年生と 4 年生以下の兄弟の場合は、5 年生は卒業までの期間が許可されて、4 年生以下の子はその学年度末までの許可になるということでしょうか。兄弟の場合の取り扱いが気になります。

教育総務係長 : 委員の皆様の御意見を踏まえて、学年途中の転居についての許可期間を学年度末までということで考えておりましたが、兄弟児がいる場合には特殊事情として許可が可能であるという基準設定に変更するという捉え方でよろしいでしょうか。

教育長職務代理者 : 兄弟間のことを考えると、そのような許可設定が良いと思います。保護者も、兄弟は同じ学校に通わせたいと考えると思います。

教 育 長 : 他に御質問や御意見、または異議のある方はいますか。

- 教育総務係長：1つ補足しますと、資料にある通り嘉手納小学校校区から屋良小学校に就学する件数も、屋良小学校校区から嘉手納小学校に就学する件数も差はほとんどありません。地域によって特殊な事情が発生するのであれば強制力を強めた方が良いとは思いますが、本町の現状として大差はありませんので、保護者と子供達の気持ちを受け止めて基準を緩和するということで良いのではないかと思います。事務局としては現行の基準で設定したいと考えております。
- 教 育 長：町内における指定学校変更許可について、悪用される可能性について考えられることはありますか。
- 教育総務係長：指定学校間において悪用が見受けられるケースは現時点ではありません。
- 教 育 長：嘉手納町は行政補助が充実しているので、他市町村に住んでも嘉手納町の学校に通わせたいという区域外からの声は耳にしますが、町内の指定学校間については弊害・課題・問題は惹起していないということです。
5年生の許可期間については、5学年末までとするのか、卒業まで許可するのか意見が分かれています。
他に何か御質問や御意見、または異議のある方はいますか。
- 教育長職務代理者：私が懸念をしていることは、学校選別に繋がるのではないかということです。学校選択制でしたら許容しますが、基準を伴う学校選別が行われるようになると困ると思います。これから社会においては、学校選別も行われる可能性が考えられます。基準は明確に設定する必要があると思います。
- 教育総務係長：本町は0歳児から3歳児までが30名程減少しています。特に屋良小学校校区は人口減少が顕著に表れています。そういったことは指定学校変更や区域外就学にも関わってくることですので、本町としても注視する必要があるとは思いますが、中頭地区他市町村では、9市町村のうち6市町村が卒業までの期間を許可しています。中頭地区の流れとしては基準を緩和する方向にあると感じております。行政的な考え方で申し上げると、市町村内の学校であれば大きな影響は受けないということが想定されているのではないかと思います。
- 教 育 長：5年生については卒業までの期間が1年しかない。その1年を認めるか認めないかということです。現行では認めているということですので、現行通り設定してよろしいでしょうか。
何か御質問や御意見、または異議のある方はいますか。
- 全 委 員：異議なし。
- 教 育 長：それでは、議案第29号嘉手納町立学校通学区域に関する規則に基づく「指定学校変更許可基準」の制定について承認いたします。

●議案第30号 「区域外就学許可基準」の制定について

- 教育長：議案第30号「区域外就学許可基準」の制定について説明をお願いします。
- 教育総務課長：（※議案読み上げ）
詳細については教育総務係長が説明いたします。
- 教育総務係長：こちらも前回で承認をいただいているが、表示方法について改めて御審議をお願いします。
資料1をご覧ください。令和3年度の区域外就学の承認件数を記載しております。屋良小学校が2件、嘉手納小学校が9件、嘉手納中学校が6件で、合計17件です。認定内容は、学年途中の転出・最終学年・転入予定・その他特殊事業によるものとなっております。前回、4段書きの表で承認をいただきましたが、最終学年を学年途中の転出に統合した3段書きの表が表現として分かりやすいのではないかという内部での議論があったため、委員の皆様の御意見を伺いたいと考えております。
- 教育長：何か御質問や御意見、または異議のある方はいますか。
- 教育長職務代理者：中学2年生で区域外就学が認められた場合、卒業までそのまま許可となるのか、学年末で声掛けがあるのか教えてください。
- 教育総務係長：現状は4段書きの表の手続きが行われており、中学2年で区域外就学が許可された場合は、学年末で最終学年の申し立てをするのかの確認をしています。町外から通っている認識を持っていただいて、しっかり手続きを行うというものが4段書きの状況です。
- 教育長：行政の対応としては良いと思います。
他に何か御質問や御意見、または異議のある方はいますか。
- 喜世川委員：区域外就学の条件を満たさなくなても、そのまま区域外就学を続けたいという方はいらっしゃいますか。
- 教育総務係主任主事：令和3年度に1件ありました。町外に自宅を新築するという理由で、その学年度末までは区域外就学が許可されたのですが、翌年度も引き続き区域外就学を希望するということでした。それについては、転出した年度の年度末までの許可であり、特殊な事情にも該当しなかったため不承認として決定されました。
- 教育長：基準に該当しない場合は不承認としています。
- 教育長職務代理者：他市町村の区域外就学の許可基準の状況はどのようになっていますか。
- 教育総務係長：資料をご覧ください。柔軟な対策をしている市町村が約6割で、他4割は本町と同様に、状況がしっかり確認できない場合は承認しないという手続きとなっております。柔軟な対策として多く見受けられるのは、中学校途中で転校した場合は、卒業まで区域外就学を認めるという基準です。事務局としては、最終学年の申し立てについて、きちんと指導と確認を行うという4段階の基準で設定したいと考えております。
- 教育長：前回で承認をいただいている4段階表示で公表を希望するということです。

何か御質問や御意見、または異議のある方はいますか。

全 委 員 : 異議なし。

教 育 長 : それでは、議案第 30 号「区域外就学許可基準」の制定について承認いたします。

●その他① 嘉手納町立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則の全部改正について

教 育 長 : その他①嘉手納町立小学校及び中学校の体育施設等の開放に関する規則の全部改正についての説明をお願いします。

社会教育課長 : 嘉手納小学校内において、令和 4 年度から民間学童クラブが開所されることに伴い、現行の例規の見直しを進めています。本則を全部改正することによって、学校運営に支障のない範囲で学校施設を活用することが可能になります。変更箇所につきましては、新旧対照表を御覧ください。本規則による学校施設の使用許可は、教育委員会教育長が管理するものとなっておりますので、学校長の管理責任からは除かれるものとなっております。今後は、例規審議委員会に諮る予定です。

教 育 長 : 学童事業への開放を許可するためには、このような例規改正が必要になるということです。補足説明をお願いします。

教育総務係長 : 町長部局の方から、嘉手納小学校ランチルームで学童保育の受け入れをしてほしいという依頼がありました。我々の認識では、嘉手納児童館で行われている学童事業が移動してくるという認識でしたので、その方向で準備を進めておりました。しかし、蓋を開けてみると、学童保育を事業運営している会社に委託をするという内容でした。当初は、営利団体に学校施設の使用を許可することはできないという判断ではありましたが、学童に入所できなくて困っている方がいらっしゃいますので、学校活動に支障をきたさない範囲内で、次年度に限り許可をすることということで、回答したいと考えております。

教 育 長 : 何か御質問や御意見のある方はいますか。

平 得 委 員 : この件については、PTA からも不安の声があがっています。民間企業は、利益を出さないと運営できないので、運営を維持していけるだけの収入を得るために、範囲を広げるといった場合等も考えられます。そういうことも想定して調整をしていますか。

出入方法・送迎・安全面等に関しても、どのように話を進めているのか教えてください。

教育総務係長 : 突然の要求や調整がありましたので、具体的な協議は遅れています。こちらの条件付けに対する町長部局からの回答を待っている状況です。放課後子ども教室が縮小して移動せざるを得ないといったことや、施設使用方法についての課題がある状況ではありますが、4 月 1 日に向けての手続きを開始しないといけない段階にありますので、次年度については教育委員会

が一步引いた形で受け入れるしかないと考えています。必要とする児童や保護者に負担をかけてしまうことは1番避けたいことなので、次年度限りという条件付をする形で受け入れ準備を行いたいと思います。担当課からは、受け入れ可能人数が80名で、すでに60名近くの応募があると聞いています。

教 育 長 : 当初はランチルームを仕切って、放課後子ども教室と学童で使用するという話で進めていましたが、それでは運営が出来ないということで、放課後子ども教室が体育館ステージ裏の小部屋に移動することになりました。待機児童問題は町の大きな課題であるため、協力してほしいという要望を受けて、教育委員会側が譲歩する形になっております。

しかし、本来は学校における教育活動が阻害されることがあってはいけません。それは会議の場でも断言し、1年の使用ということで条件付けをしています。見切り発車となっておりますが、町の課題である待機児童問題解決の一躍を担うということで、委員の皆様も御理解お願いします。

他に何か御質問や御意見のある方はいますか。

喜世川委員 : 学校敷地内に学童が出来ることは望ましいことだと思いますが、嘉手納小学校のランチルームで運営するということを聞いて驚いています。低学年は授業が早く終わるので、その後の高学年の授業に支障をきたさないか心配です。

それから、1年という条件付けでの使用許可となった場合、次年度以降はどこで運営する計画なのか教えてください。次年度以降の見通しがついでないのであれば保護者は不安になると思います。

それから、児童館からランチルームに移動することになった経緯も教えてください。

教育総務係長 : 高学年の授業に支障をきたさないような工夫については検討中です。ランチルームでは、体育や放課後の補習講座も行われているので、それをどのようにしていくのか悩んでいるところです。特別支援学級も増えるので、教室の使用についても必死に協議を行いながら準備している状況です。

それから、児童館からランチルームに移動することになった経緯については、当初は児童館だけでは足りないから、ランチルームも使用したいという話でした。しかし、最近になって児童館で行っている学童が移動するという話に変わっていましたので、今後は、再び児童館で行えるように部局間での事務調整を進めていきたいと考えています。

教 育 長 : 他に何か御質問や御意見のある方はいますか。

喜世川委員 : ランチルームは、学習発表会の練習や補習講座等で活用されている場所です。そこを全て学童で使用するとなると、学校運営上とても支障をきたすと思います。それを教育委員会が許可したと捉えられて良いのかという不

安があります。

教育長職務代理者：私も同じ意見です。ランチルームの一部を使用することで、学童の待機児童問題が解決するのであれば良いと思っておりましたが、ランチルーム全体を使用しての運営ということであれば、教育活動に大きく影響を及ぼしてしまうと思います。次年度は方向性が決まっているということなので、1年間は様子を見ていきたいと思いますが、1年という期間でも子供達への影響は大きなものになると思います。

教 育 長：教育委員の皆様からは懸念事項が出ておりますが、この規則が改正されなければ、町の待機児童解消に係る事業が頓挫してしまいますので、皆様には御理解をしていただき、次年度は実態を注視していきたいと思います。他に何か御質問や御意見のある方はいますか。

教育長職務代理者：スポーツ開放の部分ですが、スポーツ少年団はどの項目に当てはまりますか。

教育総務係長：スポーツ少年団の施設使用については、現状では学校長が許可していますが、今後は整理する必要があると考えています。
今回の改正は、学童にかかる部分のみの改正となっております。

社会教育課長：現行の規則では、放課後の時間の捉え方が曖昧になっていますので、管理を行う組織についての協議をする必要があると考えています。

教育長職務代理者：現職時代に、スポーツ少年団を学校の管理下として捉えて良いものかと悩んだことがありました。協議を行って、整合性を図っていただきたいと思います。

教 育 長：他に何か御質問や御意見のある方はいますか。

全 委 員：なし。

教 育 長：それでは、その内容で進めてください。

では、以上をもちまして第6回臨時教育委員会会議を閉会いたします。

7. 会議録の署名人

教 育 長 比嘉香織

教育長職務代理者 奥門千津子